

身体障害者手帳診断医師の指定に関する基準

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定に関する基準は次のとおりとする。

(趣旨)

第1条 堺市社会福祉審議会が身体障害者福祉法（以下「法」という。）第15条第2項の規定により、堺市長に意見を述べようとするときは、この基準に定めるところに従って行うものとする。

(指定申請)

第2条 医師が法に基づく医師として指定を受けようとするときは、別記必要書類を障害者更生相談所を経由し堺市長に提出するものとする。

(医師経験等)

第3条 医師の医療経験については、次の各号のいずれかに該当していることを必要とする。

(1) 視覚障害、聴覚又は、平衡機能障害及び音声・言語機能及びそしゃく機能障害については、病院又は診療所において指定を受けようとする診療科の診療に概ね5年以上従事し、且つ診療に関する相当の学識経験を有すること。

(2) 聴覚障害については、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医であること。

(3) 肢体不自由については、病院又は診療所において指定を受けようとする診療科の診療に概ね5年以上従事し、且つ診療に関する相当の学識経験を有すること。

(4) 内部障害（心臓・呼吸器・腎臓・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓）については、病院又は診療所において指定を受けようとする診療科に関し、概ね7年以上の研究及び臨床経験を継続して有すること。ただし、審査部会委員が適当と認めたときはこの期間を短縮することができる。

(5) 免疫機能障害については、エイズ拠点病院等の内科及び小児科等でH I V診療に従事し、かつその診療に関する相当の学識経験を有すること。

第4条 医師の指定は、堺市社会福祉審議会審査部会委員の審査結果による堺市長の決定とする。

附 則

この内規は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から適用する。

別 記

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定に必要な提出書類は次のとおりである。

1. 病院、診療所等に勤務する医師にあつては、代表者の申請書
(様式1) …………… 1通
2. 指定を受けようとする医師の同意書(様式2) …………… 1通
3. 医師履歴書(指定を受けようとする診療科の臨床経歴については詳細に記入のこと)
…………… 1通
4. 医師免許証の写…………… 1通
5. 聴覚障害指定医申請者にあつては、耳鼻咽喉科専門医認定証の写し…………… 1通

6. 該当する専門分野に関する業績（論文、学会発表等）…………… 1 通
7. その他必要と思われる書類
例えば、腎臓指定医申請者にあつては、人工透析に関する本人の透析研修状況につ
いての第三者の証明書